

ゴールデンウィークの診療体制について

ゴールデンウィークは、以下の通り外来診療を行います。

【外来診療体制】

4月				5月		
27 (火)	28 (水)	29 (木)	30 (金)	1 (土)	2 (日)	3 (月)
		昭和の日			休日	憲法記念日
通常診療	通常診療	休診日	通常診療	午前中のみ 診療	休診日	休診日

5月		
4 (火)	5 (水)	6 (木)
みどりの日	こどもの日	
休診日	休診日	通常診療

当院では、救急体制を確保しております。休診日の場合でも当直医が対応いたしますので、緊急を要する際は当院までご連絡ください。

院長